HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	基調報告．フランスにおける法の下の平等と刑法
Author(s)	ダンティジュアン，ミシェル；白取，祐司
Description	日仏シンポジウム「法の下の平等と刑事規制に関する日仏比較」 白取祐司(訳)
Citation	北大法学論集，59(5)，155-171
Issue Date	2009-01-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35651
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-5_p155-171.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

基調報告

フランスにおける法の下の平等と刑法

ミシェル・ダンティジュアン
（白取　祐司　訳）

フランスでは、「平等」は革命の中心的スローガンであり、すべての市庁舎の建物の切妻壁にこの標語が掘られている。[1] また、平等は、憲法の法文、中でも最も旧い憲法典のひとつである一七八九年八月二六日の人及び市民の権利宣言に何度も登場する。この宣言の一条には、「人は自由かつ権利において平等なものとして出生し、生存する。」と規定されている。しかし、同じ人権宣言の六条が、法は「保護を与える場合にも、処罰を加える場合にも、すべての者に同一」でなければならないとされていることは注目される。

このように表現された刑の平等原則は、つまるところ、次の二つの本質的側面を有している。その一は、同様に最も古典的なものだが、犯罪者の処遇の平等であり、そこで提起される問題というのは、犯罪者に

刑法を適用するときにすべての裁判を受ける者に同じ仕方で扱っているかどうかという点である（Ⅰ）。

その二は、より今日的な関心事に対応するもので、法廷というより街中における市民の平等に関するものである。ここでの論点は、人々の平等に対して刑法が具体的にもたらしうる援助や保護に関わるのである（Ⅱ）。

Ⅰ　刑法と裁判を受ける者（justiciables）の平等

アンシァン・レジーム刑法によって無視された裁判を受ける者の平等は、革命法の強迫観念的ともいえる課題であった。革命法は、法の下の平等原則を、一七八九年の人と市民の権利宣言六条に置いただけでなく、その帰結として、刑事司法における絶対的平等を引き出し、それを一七九一年九月三日憲法の中で表明している。この憲法によれば、同一の犯罪は「人のいかんにかかわらず」、同じ刑罰で処罰されなければならない、とされている。この原則の神聖化によって、革命期の刑法は、恩赦を廃止し、あらかじめ一切の区別の可能性を禁じる絶対的法定刑システムを実施した(2)。

だがしかし、それから時をおかずして、一七九一年刑法では、人間の平等の厳格かつ数学的な観念を承認しながら、それを消滅させるよりは、恣意性を一新するにいたった。実際、一八一〇年以降、立法者は、刑に上限と下限の幅をもたせることにして絶対的法定刑を廃止した。裁判官は、その範囲内の刑罰の中で刑を個別化（individualisation）する権限を行使する(3)。かくして、刑の平等の変容に向けた第一歩が踏み出されることになる（A）。その帰結は、今日、ある種の副作用を生じさせているのだが（B）。

A－刑の平等の変容

一八一〇年以降、変化は緩やかで大変控えめであった。しかし、その動きは、一九世紀の末に、人道主義と合理主義に熱中した学説によって大きく加速させられたが、革命法の平等主義(égalitarisme)に対する批判を鎮めることはなかった。たとえば、サレイユ(Saleilles)は、一八九八年に刑の個別化に関する有名な著書の中で、「ラベルだけで一般受けねらいの平等」を告発した。彼によれば、この平等主義は、人をナンバーとして扱うゆえに最も不平等なのである。かくして、フランス刑法のその後の発展はすべて、絶対的かつ抽象的要請として受け容れられてきた平等主義の後退として特徴づけられよう。それは、合理的で各人に適合する社会のため、社会復帰の平等の機会を提供するという、より具体的な受容を推進する目的のためであった。

この平等の変化は、本質的に以下に述べる二つの側面を備えていた。

一　特別の地位の増加

最初の側面は、裁判を受ける者の範疇に固有の、特別の地位の増加であった。この増加は、少年犯罪者に関してかなり早い時期から顕著であった。すなわち、犯罪少年には、二〇世紀初頭から特別の裁判所によって適用される固有の責任原理が妥当した。今日、この裁判所は、新社会防衛論の理念によってかなり大きく影響された裁判を行っている。(4)

しかし、この現象は、次第に、他の裁判を受ける者に拡がった。彼らは、普通刑法から多い少いの違いはあったが、実体及び形式に関して異なる規則に服した。たとえば、株取引犯罪あるいは経済事犯の行為者は、行政裁判所によって言い渡される特別の制裁の対象とされる。国家の安全に対する罪あるいは軍規違反の罪を犯した者は、まさに例外裁判所の前で非常に特殊な手続の適用を受けた。この例外裁判所は今日廃止され、通常裁判所の特別な構成に代わった。そのような構成として、とりわけ「陪審員のいない重罪院」のかたちをとることもあった。「陪審員のいない重罪院」は

また、テロ事件の審理のための管轄を有する。

また、共和国法院（Cour de justice de la République）は、政府構成員がその職務の遂行に関して犯した重罪及び軽罪を審理する管轄権を有する唯一の裁判所である。

かくして、特別の地位の増加は、次第に厳格な平等の部門化を推し進めることとなり、もはや平等は、裁判を受ける者全体に対する一般的で抽象的なものとして理解されるのではなく、特定の範疇に属する者（少年、軍人、大臣、テロリスト等）に対してのみ適用されることとなった。

二　刑の個別化

平等の変容の第二の側面は、刑の個別化であった。最初は、個人に対する最も良い刑の適用という理念が、一九世紀の新古典学派の論者たちの間で発展してきた。彼らは、各個人に固有の主観的自由に応じた刑の適用をさせるため、裁判官の権限を増大させるのが有益であると考えた。

刑の個別化の概念は、その後、一八九八年にサレイユによって見事に分析されることになる。彼は当時、個別化は「司法は同じ犯罪を犯した二人の間にある種の数学的平等を要求するという理念に反対する」ものであると断言した。

一九世紀の終わり以降、立法者は、この議論に触発され、また実証主義者に強く影響されて、制裁の個別化に向かって方向づけられたいくつかの処分を採用し始めた（仮釈放に関する一八八五年八月一四日法、単純執行猶予に関する一八九一年三月二六日法）。

しかし、フランス刑法が、被告人の人格に応じた制裁の適用を強調する新社会防衛論に軸足を移し、犯罪者の再社会化のため個別化の方向に進むこととなったのは、とりわけ第二次世界大戦後のことであった。たとえば、保護観察付き

執行猶予（sursis probatoire）、刑の免除（dispense de peine）、刑の宣告猶予、増加傾向にある拘禁刑の代替刑――中では公益奉仕労働が最も有名であろう――、明らかに財産的制裁における最善の平等を図ろうという理念から着想を得たと思われる日数罰金のような新しい制裁である。この動きは、刑の執行についても及んでおり、執行形態も、半自由、外出許可制度、社会内処遇、刑の執行の分割及び停止制度、あるいはごく最近の電子監視制度などによって充実したものになっている。

制裁の個別化は、今日、このように社会的反作用の主要な資料のひとつである様相を呈している。のみならず、一九九四年刑法典は、「刑の［人的］個別化の態様」とされた一節にこのような処分の全体をまとめており、いわばこの発展にお墨付きを与えた(5)。まさに、今日において制裁は、革命法が人のいかんにかかわらず、同一犯罪には同一の刑罰を科すと規定していたのとは反対に、各人を考慮した変化に富んだものでなければならなくなったのである。

裁判を受ける者の平等原則は、本当に変化した。今日、公正に分配されるべきは、もはや抑止ではなく、再社会化の機会に適合的な最もよい刑事的な反作用の追求である。しかし実務上、この変化にいくつかの悪循環があることも考慮しなければならない。

B－刑の平等の堕落

少なくとも二つの点で、刑法の今日的発展は、平等の要請にあまり十分には応えていない。恣意性（l'arbitraire）や［形式的］平等主義（l'égalitarisme）に陥っているように見受けられるからである。

一　恣意性

理論的観点から見て、特別の地位の増加や裁判を受ける者に適用される制裁の人的個別化（personnalisation）が、今日的意味で平等に反しないことは明かである。そして、憲法院が一九七八年に、刑の個別化に関して、すべての裁判を受ける者が所定の要件を示す限り同じ制度に行き着くことができるので、一七八九年人権宣言六条に反しないと判示したのは、この意味である。

しかし、実務はこの発展とは別の側面を明らかにする。

一方において、立法者は、今日刑事手続がある種の分割状態にあるところまでいったと思われる程度にまで、特別な地位を増加させる傾向にある。刑事訴訟法典法律編の第四部の全体を概観すれば、この点についてよく理解できる。そこでは、適用される諸準則があまりに多様であるため[6]、それらの準則は、それを各範疇ごとに検討しても、もはや識別できる特徴すら有していない。

他方、とりわけ裁判官の個別化の権限は、今日、可能で想像しうるほとんどすべての多様な処遇が認められている。現代における平等は、その意味を維持するために、少なくとも同一条件におかれた人、同一の犯罪を犯した行為者は、同じ準則にもとづいて裁判されることが要請されるはずである。ところが、必ずしも常にそうはなっていないことに注意する必要がある[7]。というのは、刑の人的個別化（personnalisation）は、非常に多様な偶然的要素、たとえば、裁判所の混雑具合、司法官の気質や好み、社会復帰・保護観察の矯正サービスの方策、特別の方策（例として公益奉仕労働、電子監視等）を含む特別の処分を行うことについての地方の裁判実務、あるいは裁判所によって、それがしばしばかなり異なるからである。刑事上の応答の増大から生じてくるこれらの条件のもとでは、同一条件の下で同一犯罪について訴追された二人が、同一の準則を実際に適用されるチャンスといっても幻想にすぎず、そこに恣意性がないとはいえな

いのではないだろうか。

二　［形式的］平等主義（égalitarisme）

もし平等が、同一の状況にいる人間が同じように扱われることを求めるなら、異なった状況にいる主体が同じに扱われることにも、同様に反対しなければならない。[8] 換言すれば、平等主義は、［形式的］平等主義と混同されてはいけないのである。

しかし、今日支配的と思われるのは、この種の平等カリカチュアである。たとえば、武器平等原則[9]は、ヨーロッパ人権条約六条一項に関してだされたヨーロッパ人権裁判所の判例によって明らかにされた公正な手続の一要素であるが、この原則から、反対当事者との関係で明らかに不利な状況に当事者を置かない条件の下で、各当事者に、主張を提示する合理的な可能性を提供する義務が導かれる。[10] この武器の平等という名目で、たとえば、刑事訴訟法典五四六条が、違警罪に関するすべての判決に対する控訴権を検事長（procureur général）にのみ限っているのは六条に反すると判示されている。[11]

しかし、訴追された当事者が、検察官と対をなす特権を与えられなければならないかは、当然のことながら疑わしい。なぜなら、有力な論者が指摘するように、[12] 検事局は一般利益（l'intérêt général）を代表しており、したがって、自分だけの利益しか関心のない重罪被告人ないし被告人は、同じ権限を有する必要はないのである。そして、破棄院刑事部の判例が武器平等原則に制約を与えたのも、この趣旨である。たとえば、判例は、武器平等違反の侵害だという主張にもとづく破棄申立を棄却した。その申立理由は、控訴するために検事長に与えられた期間（刑訴五〇五条により二か月間）が、他の当事者に認められた期間（刑訴四九八条により一〇日間）より長いというものであった。この主張を排除する

にあたり、破棄院は、検事長が被告人より長い期間の利益を得ている事実は、被告人自身も有効に控訴権を行使できる期間内に控訴する権利を付与されているのであるから、公正な手続の要請に反しないことを明言した[13]。この論理は、他のかなり多くの場合にあてはまるように思われる。その他の場合においても、検察官に与えられている一般利益の擁護は、被告人や刑の言渡しを受けた者の特権より、検察官が結果においてより広く重要な特権を有することを説明できる性格のものといえよう[14]。

Ⅱ　刑法と市民の平等

現代における刑法は、裁判を受ける者の平等を宣言するだけで満足しない。刑法は、平等原則が法廷場面にとどまらず、市民の日常生活にも適用されるために、市民の平等についても配慮している。たとえば、刑法は、五〇年ほど前から、非常に明確な平等主義的熱意を抱くようになる（A）。しかし、この分野におけるバランスシートを作成することが可能であったとしても、残念ながら、結果は期待の度合いからみてはるか遠いところにあることを確認するだけにとどまる（B）。

A―刑法の平等主義的熱意

刑法による市民の平等の保護は、今日までのところ、二つの主要な方向をたどってきたように見える。最初の方向は、とりわけ消費部門における法的および経済的関係の不均衡の是正を可能にするような、明確な調整の追求である。

一　消費者の保護

民法典と同様、刑法典は、その初期の状態においては、当事者の約束に対する平等について少しも疑わなかった。しかし、刑法は人々の間に存する不均衡が不可避的に法的取引に跳ね返ってくるという明白な事実に屈服しなければならなかった。このような法的取引は、とりわけ、サレイユの名付けた――ここでもサレイユである――「附合契約（contrat d'adhésion）」によって維持されることが可能であった(15)。立法者は、この場合の平等の要請について再検討し、民事分野において、この種の契約［普通取引約款］を増加させたり価格や売買について間接的な警察規制によりそれらの内容について介入することによって、問題の約定に対する規制を開始した。

立法者が、刑事分野で、マルチ商法（vente à la boule de neige）（一九五三年一一月五日法）、ネガティブ・オプション（envoi forcé）（一九六一年二月九日デクレ）のような一定の取引方法を直接犯罪化することによって、また、サービスに関する不正ないし偽装（一九七八年一月一〇日法）、人の弱さや無知の濫用（一九七二年一二月二三日法及び一九九二年一月一八日法）、あるいは虚偽広告の採用（一九七三年一二月二七日法及び一九九二年一月一八日法）、最後に刑法的保護の第二の方針がすでに示されている売却拒絶（一九四五年六月三〇日オルドナンス四五－一四八三号三七－七条、次いで一九八六年一二月一日オルドナンス三〇条）のような、ある種の価格高騰を阻むために制裁の抑止的援助をもたらすことによって介入したのは、以上の文脈においてであった。

二　差別との闘い

市民の平等を保護するため公権力が用いる他の手段は、最近増加傾向にある差別を軽罪化するというかたちで刑法に依拠することであった。客観的な面からいうと、刑法典二二五－一条、二二五－二条及び四三二－七条に根拠をもつこ

れらの犯罪は、採用の拒絶、解雇、あるいは、財産ないしサービスの提供、雇傭の申し出、企業研修を一定の差別的条件に服させることからなる。心理的な面からいうと、これらの行為は差別主義的意識（esprit ségrégationniste）によって影響されたものでなければならない。この意識は、立法者が、当初より次第に拡張し続けているものである。一九七二年七月一日法により、立法者は、出生、民族、国籍、人種及び宗教によって生じた差別まで射程に入れることを望んだ。立法者は引き続いて、性別、家庭状況（一九七五年七月一一日法）、次いで品行（mœurs）（一九八五年七月二五日法）、身体障害（一九八九年七月一三日法）、健康状態（一九九〇年七月一二日法）、政治的意見及び組合活動（一九九二年七月二二日法九二―六八四号）、身体的外見、資産、性的性向及び年齢（二〇〇一年一一月一六日法）、遺伝子特性（二〇〇二年三月四日法二〇〇二―三〇三号）、最後に妊娠（二〇〇六年三月二三日法）に動機づけられた差別まで処罰を拡げた。「犯罪増加に司法を適合させる法律」と呼ばれている最近の二〇〇四年三月九日法は、他方で、二年の拘禁刑と三万ユーロの罰金刑であった刑を三年の拘禁刑と四万五〇〇〇ユーロの罰金刑に代えることで適用刑を重くした(16)。

不幸にして、消費者保護に関しても、差別との闘いに関しても、刑法による平等主義のアクションは、明白な失敗に遭遇することになる。

B―刑法の平等主義の失敗

おそらく、法的・経済的関係における平等を推進するについて刑法は失敗だというのは、まったく言い過ぎであろう。しかし、ある種の副作用が、裁判を受ける者の平等について見てきたところと同様に現れている。一方において、消費者保護の刑法的保護は、絶えず押し戻されてきた。他方、差別との闘いは、多くの失望を引き起こした。

一　消費者保護の見つけ難い限界

とりわけ大規模な販売業者の濫用や経済的支配力に対して消費者を保護するために採用された諸方策は、一定の商慣行を浄化するのに顕著な効果を発揮している。さらに、生産者や販売業者も、否が応にも規制の対象とされることになる。虚偽広告に関して言い渡される有罪判決が、この二〇年で五倍になっていることがこの点を示す好例であろう。[17] こうすることで、「humilior」（消費者）の利益を図り、「potentior」（販売を業とする者）の損害において、ある種の平等は実現できた。そうはいっても、今日、この方向が次第に過剰なところまで推し進められてきていないか、そして今後、消費者のある種過剰な保護を認めるところまでいくのではないかとの疑問がある。

このことは、消費者サービスの競争を推進させるための二〇〇八年一月三日法によくあらわれている。[18] 同法は、ある委員会が経済生活における非犯罪化について報告書を提出したまさにその時期に、「攻撃的商慣行（pratiques commerciales aggressives）」概念にまで犯罪化を拡げることを決めた法律である。[19] この法文は、二〇〇五年五月一一日ヨーロッパ［欧州議会の定める］達成指針を国内法化する目的で採用されたもので、この国内法化のためには犯罪化を拡げなければならないという考えにもとづくものである。しかし、フランスの消費者刑法は、私見によれば、当初より、すでにブリュッセル［欧州議会所在地］の要求に応えていたのである。フランス議会は、不当にも、現状をもっと推し進めることが不可欠だと考え、有意的なやり方で消費者の選択の自由を歪め、または歪める性格をもった、あるいはその同意を損ない、または損なう性格をもった、さらに契約権の行使を妨害するような、反復的で執拗な勧誘行為及び物理的ないし精神的な強制を、攻撃的商慣行と名付けて犯罪化した。[20] 民法学者は、有意的なやり方で消費者の選択にたんに影響を与える行為が軽罪にされるという考えを前に、おそらくひどい困惑状態にあるであろう！　この犯罪化が提起するであろう証拠上の諸々の問題点や営業の外交販売員の活動に対してなされるであろう次第に制約的となる制限を別

にしても、民事責任が潜在的に刑事責任に取って代わられるという点で、犯罪化による契約領域へのある種の侵略を示しているのではないか、という疑問が生じる。[21]

二　差別に対する闘いへの失望

差別に対する闘いの仕組みの重要性にもかかわらず、大多数の論者は、この点に関する刑事法の役割は大変に非効率的だと失望している。[22] この点について、ここでいう失望に二つの次元があるように思われる。

そのひとつは、訴追当事者に、犯罪を構成する証拠の提出を要求する無罪の推定原則から生じる。ところで、差別犯罪については、証拠の困難性には乗り越えがたいものがある。書面あるいは口頭で、そして証人の前でも差別的傾向をあえて表明するくらいに自分に差別主義的傾向にあることを隠さない販売員、エージェント、店員、被用者を除いて、被害者は、大抵の場合、相手方がもっともらしい外観を装った理屈に依拠してくるため、不可能な証明に直面することになる。立法者は、おそらくECの達成基準（directive）に示唆を受けて、最近、労働裁判所における訴訟の場合、自分が被害者だと考えている被用者は、差別の存在を推測させる行為の諸要素［証拠］を提出すれば十分であり、他方で雇用主はおよそ差別的意識とは無関係の客観的諸要素［証拠］によって自己の決定を正当化する証拠を提示しなければならないと判断した。[23] しかし、この挙証責任の転換は、無罪の推定を尊重しなければならない刑事裁判官の前ではおよそ理解されない。[24]

このような条件下において、立法者は、刑事分野において、別な方法を用いて差別と闘う他の装置を強化することに方向を変え、一定の成果を得ている。すなわち、立法者は最近、判例に示唆を得て、[25] 刑法典の中に、「testing」［おとり的手法］に関する諸条項を導入した。そのひとつが刑法典二二五―三―一条で、同条は次のように規定している。すな

わち、差別の軽罪は、今後は、「差別的態度の存在を示す目的で、二二五―二条［財物等の提供を拒否する差別犯罪］に規定される財物、行為、役務または契約のひとつを懇請した一人または数人に対して行われた場合においても、この態度につき証明がなされたときは、成立する」と。

しかし、最近の分析によれば、立法者はむしろ、差別との闘いの高等行政機関（la Haute autorité）の創設が示しているように、今後は刑事法外の解決の方向に転換し、平等のための二〇〇四年一二月三〇日法に拠ることとした。この点を確認することには意味がある。反差別の闘いのための真のSAMU（緊急医療救助サービス）、すなわちこの独立行政機関は、被害者の書類の作成や彼らの事案に最もよく適合する手続を識別するなどして、犯罪被害者に対する貴重な援助をもたらすのである。他方、当初は調停役、勧告さらには検事正への通知にとどまっていたH.A.L.D.E.（差別との闘いのための高等行政機関）の役割・権限は、二〇〇六年には飛躍的に増大し、本来の意味での和解権限まで有するようになった(26)。

しかし、他にも失望事由として、法定原則に由来するものがある。というのは、この原則は、立法者に対し、永続的に、うんざりするほどのカタログによって示される様々なリスクでもって、列挙したり定義したりの仕事を強いるものだからである。

最初のリスクは、以下の点に在る。すなわち、理論的には差別現象との闘い、つまり差別の消滅に向けられた立法的介入が反復されることによって、最終的にはむしろ、その［差別とされる］幅の増大から、差別を明るみにだすことが明かとなった。言い方を換えれば、刑法への周期的な依存は、困難さを減少させる代わりに、その困難さが回帰的であることを明らかにした。そこにこそ、刑事分野で立法者がもっとしばしば、心にとめるべきリスクの問題がある。薬に頼ろうとしている医者に似て、立法者は、そのいい結果以上に悪い結果を予想してはならないものか、解決はしばしば

非刑事的制裁[27]にあるのではないか、さらにはもっと前倒しの介入及び他の性格をもつ介入にあるのではないか、自問することになる[28]。

第二のリスクは、それ自体、犯罪化の仕組みに本来的に属するものである。犯罪と刑罰の法定原則は、実際、処罰するための法文が各犯罪行為について十分な明確性をもって定義されることを前提としている。その結果、立法者は、差別というだけのオープンな犯罪を規定することはできず、これまで三〇年間行ってきたように、断片的に介入することを余儀なくされた。ところで、その副作用がここで二重に生じる。一方で、立法者は、ロビイズム、さらに顧客主義（clientélisme）を優遇し、圧力団体が被害者として、あるいは自分たちの利益のために刑罰化を拡げようという特別の介入を要求する者として登場する。他方で、ここで明らかに懸念が生じるのは、そのような立法が共同体主義（communautarisme）の発展に適しているのかということである。この共同体主義の発展は、統合を犠牲にして現実的差別と社会集団の細分化という別の方法を伴って、社会生活及び社会に平等を尊重させる直接かつ最善の手段というまったく異なる概念をもたらすのである。

最後に、刑法に対して、裁判を受ける者の平等を尊重させるためのあらゆる直接的な配慮を、刑法の適用においてなされるよう期待することが正当であるとしても、市民の平等を尊重させるために、刑法に同じ責務を期待しうるかどうかは、明らかではない[29]。その理由につき、モンテスキューは次のように述べている。「品行や礼儀を変えようとするなら、法律にたよってはいけない[30]」と。

（1）フランス共和国の標語は、「自由（Liberté）、平等（égalité）、博愛（fraternité）」である。

（2）革命期の刑法典は、憲法制定議会の立法によって制定されたものだが、一般に一七九一年刑法典（Code pénal de 1791）の名で知られている。

（3）一八一〇年といえば、ナポレオン刑法典施行の年であるが、この刑法典が後継の刑法典に替えられるのは、実際のところ比較的最近で、一九九四年のことである。

（4）しかし、少年法はここ数年、改革の途上にあり、André Varinard 教授が委員長をつとめる委員会が、「犯罪少年の憲章（Charte de l'enfance délinquante）」と呼ばれている一九四五年二月二日オルドナンスの改正に取り組んでいる。

（5）Art. 132-24 et s. C.p.

（6）刑事訴訟法典第四部は、偽造、公判廷における重罪および軽罪、軍に関する重罪および軽罪、国家の基本的利益に対する重罪および軽罪、経済および財政に関する犯罪、公衆衛生に関する犯罪、テロ行為に関する犯罪、麻薬取引に関する犯罪、売春斡旋および未成年者の売春に関する犯罪、法人による犯罪、性犯罪、組織犯罪、船舶からの投棄による海洋汚染に関する犯罪に関して、各別の準則を規定している。

（7）他方で憲法院は、一九七五年、軽罪裁判所が単独裁判官あるいは三名の裁判官のいずれで構成されるかの決定を同裁判所裁判長の裁量権限に委ねる法文を審査している。V. Cons. constit. 23 juillet 1975 D. 1977 p. 629 note. L. Hamon et G. Levasseur.

（8）V. en ce sens D. Dechenaud «L'égalité en matière pénale», Thèse Grenoble 2007 n°612 et s.

（9）この原則は、二〇〇〇年六月一五日法（la loi n°2000-516 du 15 juin 2000）によって刑事訴訟法典の前提条項のひとつとして規定化された。

（10）V. Dictionnaire de la Justice, PUF 2004 V° Egalité des armes par J.P. Marguénaud p. 405. V. également J. Pradel et G. Corstens, Droit pénal européen, 2ème édition Dalloz 2002 n°331 s., et S. Guinchard et J. Buisson, Procédure pénale LITEC 3ème édition 2005 n°445.

（11）Crim. 6 mai 1997 Bulletin crim. n°170 et 21 mai 1997. Bulletin crim. n°191. 刑事訴訟法典五四六条は、その後一九九九年法（la loi du 23 juin 1999）によって改正された。この武器平等原則に関する他の多くの適用例も、検察官の権限に被告人の権利を接近させる傾向にある。

(12) 武器平等原則を，一般利益の逸脱として分析する論者として，J. Pradel «Procédure pénale», 11ème édition Cujas n°381 note 2 et «Notre procédure pénale défend-elle l'intérêt général ?» RPDP. 2005 p. 516 où l'égalité des armes est analysée par l'auteur comme une perversion de l'intérêt général. V. également D. Dechenaud, thèse précitée.

(13) Crim. 17 juin 1998, Bulletin crim. n°196, 29 février 2000 Bulletin crim. n°86 et 27 juin 2000 Bulletin crim. n°243.

(14) とりわけ，検察官の抗告が，刑罰適用判事および刑罰適用裁判所の決定を停止させる効力をもつ点が，ここで想起される（刑訴法典七一一一一四条）。ある論者は，延期，撤回および取消しの決定の場合に，検察官による抗告のもつ停止効が刑の言渡しを受けた者の上訴の対象とならないことを嘆いている。v. P. Poncela, Droit de la peine Thémis, P.U.F. 2ème édition 2001 p. 369.

(15) R. Saleilles, «La déclaration de volonté» n°89 et s p. 229 et s.

(16) 差別的拒絶が公衆を受け入れる場所で，あるいは立入りを禁止する意図で行われたときは（ディスコ，劇場，スタジアムなど），五年の拘禁刑および七万五，〇〇〇ユーロの罰金刑も科せられる。V. l'article 132-16 c.p. issu de la loi du 3 février 2003 qui fait du mobile discriminatoire une circonstance aggravante de certaines infractions.

(17) 統計によれば，一九七六年の有罪数二〇二件に対して，一九九八年には一，〇〇四件にものぼっている（Annuaire statistique de la justice）。

(18) この法律は，消費者保護に関する一連の法律（les lois des 5 janvier 1988 sur l'information des consommateurs, 23 juin 1989 sur l'information et la protection des consommateurs. 18 janvier 1992 renforçant la protection des consommateurs et réglementant la publicité comparative, 28 janvier 2005 tendant à renforcer la confiance et la protection des consommateurs）の系譜に位置付けられる。

(19) 科される刑罰は，二年の拘禁刑および一五万ユーロの罰金刑である（art. L. 122.12 C. Conso）。

(20) Article L122.11 C. Conso.

(21) V. à cet égard les interrogations mesurées de Ph. Conte : «Brèves observations à propos de l'incrimination des pratiques commerciales agressives (loi n°2008-3 du 3 janvier 2008). Droit pénal 2008 n°3.

(22) V. par ex. M. Véron, «Droit pénal spécial», 10ème éd. U.A. Colin 2004 p. 121 évoquant le nombre dérisoire des poursuites

et des condamnations ou M. L. Rassat, «Droit pénal spécial» 4ème éd. Dalloz 2004, n°290 parlant d'incriminations très difficilement applicables.

(23) Article L. 1134.1 Code du travail.

(24) En ce sens Crim. 3 avril 2007 Bulletin crim. n°105.

(25) Crim. 11 juin 2002 Bulletin crim. n°131.

(26) この独立行政機関の現在の委員長は元ルノー社長の Louis Schweitzer 氏であるが、同機関は、犯罪事実が公訴権の行使を惹起していない場合について、犯罪行為者に和解を提案することができる。その場合の和解的罰金額は、自然人について三、〇〇〇ユーロ以下、法人については一万五、〇〇〇ユーロ以下である。この和解は検察官の承認を必要とする。

(27) V. par exemple l'article L. 1132.1, L. 1132.2 et L. 1132.4 du Code du travail prévoyant que certains licenciements et certaines sanctions discriminatoires constituent à l'égard du salarié concerné une disposition nulle.

(28) とりわけ、教育という点からすれば、この分野の問題の場合、処罰の教育的機能による善行を期待するだけで満足することはできないのである。

(29) En ce sens «Espoirs et déboires de la répression des incriminations» par M. Danti-Juan, Contribution au VIIIèmes Journées Savatier intitulées «Communautés, Discriminations et Identité» organisée à Poitiers les 26 et 27 octobre 2007, à paraitre L.G.D.J.

(30) Montesquieu, De l'esprit des lois.